

No.197

2024
令和6年

3/15

広報

習志野市営ガス 水道 下水道

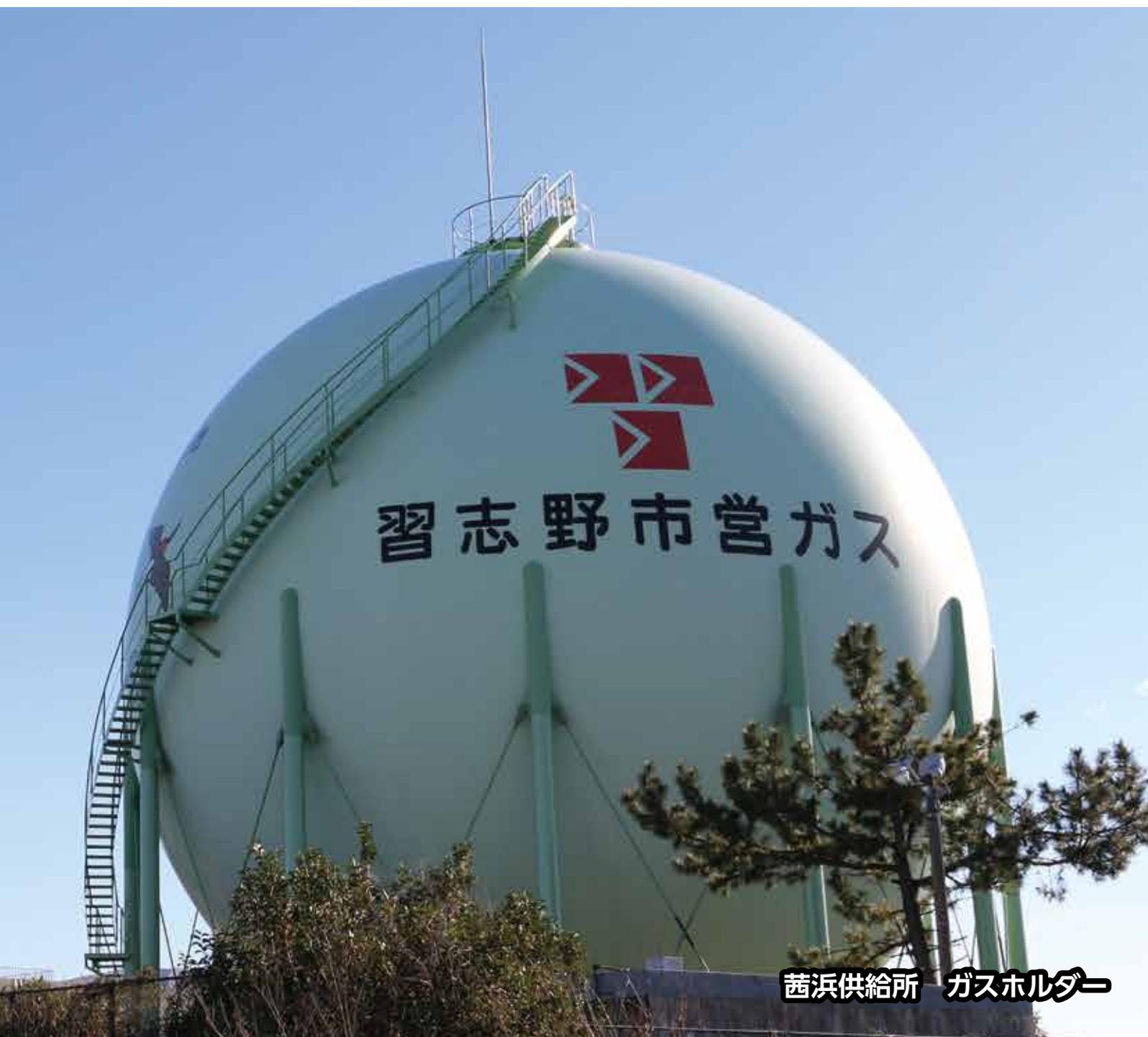
あじさい



習志野市企業局

CONTENTS

- 2 お引越しの時は、忘れずにガス・水道・下水道のお手続きをお願いします
- 3 料金のお支払いは口座振替をお勧めします
- 3 正しい検針ができるようご協力をお願いします
- 4 水漏れの早期発見をお願いします
- 5 市営水道の現状とこれから（第4回）
- 6 雨水の宅内浸透にご協力ください
- 6 貯水槽水道の衛生管理されていますか？
- 7 インフォメーション
- 7 あじさいパズル
- 8 検針時「高齢者声かけサービス」



茜浜供給所 ガスホルダー

お引越し

の時は、忘れずに

ガス・水道・下水道のお手続きをお願いします



3月下旬から4月上旬は、大変混雑します。お早めにご連絡をお願いします。

ガス・水道・下水道の使用中止（閉栓）

○習志野市企業局 料金センターまでお電話ください。

☎047-475-3320

〔 営業時間 午前8時30分から午後5時まで
定休日 土曜・日曜・祝日・年末年始 〕

※事前にご連絡がなかった場合、ご使用の有無に関わらず基本料金が発生しますのでご注意ください。
(使用中止日をさかのぼることはできません。)



※JR総武線より南側で水道をご使用の方は、
千葉県企業局 県水お客様センター（☎0570-001-245）へご連絡をお願いします。

ガス・水道・下水道の使用開始（開栓）



ガスの開栓は、室内でガス漏れ検査などを行うため、**お客さまの立会いが必要**になります。

※ご本人さまの立会いが困難な場合、代理の人の立会いをお願いします。
水道・下水道のみの開栓は、立会いは不要です。

○お住まいの地域を担当する**習志野市指定ガスサービス店**(下表参照)にお電話をお願いします。



船橋市三山など
ガ ス…三山2丁目1番、
9丁目632番2・4・5・7~14、
634番3・35~37・150
水 道…三山1丁目~9丁目、
田喜野井2丁目27~31番、
習志野4丁目5~9番、
習志野5丁目

北側 ガ ス…習志野市企業局 (船橋市は三山の一部分のみ)
水 道…習志野市企業局
下水道…習志野市企業局 (船橋市は除く※2)

南側 ガ ス…習志野市企業局 (船橋市は前原西の一部のみ)
水 道…千葉県企業局
下水道…習志野市企業局

これからお住まいになる地域	種別	連絡先	電話番号	定休日	営業時間
JR総武線より北側	ガス・水道 下水道	〈指定ガスサービス店〉 習志野ガス大久保センター(株)	047-474-1426	なし (年末年始を除く)	午前9時~午後6時 (窓口および電話受付は 午後5時30分まで)
JR総武線より南側	ガス 下水道	〈指定ガスサービス店〉 株習志野ガス設備工業	047-454-0025	なし (年末年始を除く)	午前9時~午後6時 (窓口および電話受付は 午後5時30分まで)
	水道 (県営水道)	千葉県企業局 県水お客様センター	0570-001-245 (ナビダイヤル)	日曜日・休日・ 年末年始	午前8時45分~午後6時 ※土曜日は午後5時まで

※1 津田沼はJR総武線より北側も含め、(株)習志野ガス設備工業で受付します。(南側のみ別途、千葉県企業局に連絡が必要です。)
※2 船橋市の下水道については、千葉県企業局 県水お客様センターへご連絡ください。

使用中止、使用開始のインターネット申し込みを試行しています

○インターネットによる**使用中止・使用開始の申し込み**を試行しています。
詳しくはホームページをご確認ください。
※一部の区域や工事使用など対応できないものもあります。



料金のお支払い は 口座振替をお勧めします

- ✓ 支払期日を気にする必要がありません。
- ✓ 払込みの時間や手間が省けます。



●口座振替のお申し込み方法

- 口座振替のお申し込みは、下記の金融機関の窓口で、お手続きをお願いします。
(申込用紙は、市内の金融機関窓口にて備え付けてあります。)

銀行	京葉、埼玉りそな、千葉、千葉興業、■東京スター、みずほ、■三井住友、 ■三菱UFJ、ゆうちょ(郵便局)、りそな、きらぼし		
信託銀行	■みずほ、●三菱UFJ	信用金庫	千葉、東京東
労働金庫	中央	農協	千葉みらい

※●印は口座振替のみの取り扱いです。

申し込み時に持参するもの

- ①通帳 ②銀行届出の印鑑(※)
- ③お客さま番号のわかるもの(検針票・納入通知書など)

(※) 口座開設時に印鑑の届出をしていない場合は、お手数ですが、金融機関にお問い合わせください。

- 日中お手続きができない場合は、習志野市企業局料金センター(☎047-475-3320)にご連絡ください。口座振替申込用紙を郵送いたします。
- 金融機関の登録に2カ月程度かかります。登録が完了しましたら、ハガキでお知らせします。登録までの間は納入通知書でのお支払いとなります。

お知らせ

■印は令和6年4月1日から窓口払いの取扱いがなくなります。(東京スターは本店営業部のみ取扱います) 従来から該当の金融機関の窓口でお支払いをされている人は、口座振替への切り替え、他の金融機関の窓口またはスマホ決済などへの変更をお願いします。
なお、口座振替をご利用の人は引き続きご利用できますので変更の必要はございません。

正しい検針 ができるようご協力をお願いします

メーターの検針は、毎月または隔月定期的に各ご家庭をまわり実施しています。料金算定の基礎となる重要な作業です。検針作業を効率的に実施できるよう、周辺の整理・清掃などにご協力ください。

✕ 水道メーターボックスの上には、物を置かないでください。



メーターボックス

○ 水道メーターボックスの中は雨水や泥がたまりやすいので、定期的に掃除をしてください。



✕ メーター収納庫の中には、物を置かないでください。



! 家の増改築などで、メーターが床下や屋内になるときは、習志野市企業局または習志野市指定給水装置工事事業者(水道工事店)へ連絡し、検針しやすい場所に移してください。

✕ ガス・水道メーターの付近で犬などの動物をつないだり、放し飼いにしたりしないでください。



◎移設費用は
お客さま負担となります。



習志野市 水道工事店

検索

メーターボックス

TEL:047-475-3321(代表) ●担当/営業料金課

水漏れの早期発見をお願いします

宅地内で漏水が発生し、使用水量が増加した場合でも水道料金や下水道使用料は原則お客様の負担となります。どんなに小さな漏水でも、放っておくと大きなムダ使いとなり、料金が高額となってしまいます。習志野市企業局(市営水道)では、水道と下水道の検針を2カ月に1回行っておりますが、お客様ご自身でも漏水していないか確認して早期発見をお願いします。

●漏水しているかどうか確認するの？

◎水道メーターで確認しよう

宅地内の蛇口をすべて閉めた状態で水道メーターのパイロット部分(右図参照)が回転していれば漏水の可能性がります。

◎検針票で確認しよう

検針時に投函している検針票を前回と比べた時に、急に水道の使用量が増えれば、どこか見えないところで漏水している可能性があります。その場合もメーターのパイロットを確認してみましょう。



●漏水しているかも？

漏水の場所がわからない場合は漏水箇所を調査します。速やかに習志野市企業局へご連絡ください。漏水箇所がわかる場合は習志野市指定給水装置工事事業者(水道工事店)に修理依頼をしてください。水道工事店がわからない場合は、習志野市企業局へご相談ください。千葉県企業局の水道(県営水道)をご利用の方は『県水お客様センター』へご連絡をお願いします。



●漏水量を減免する制度はないの？

水 道

水道事業者によって、減免制度が異なります。

◎市営水道をご利用の人

漏水量分の水道料金は下記の条件をすべて満たす場合減免となります。

①申請は漏水発見後から2カ月以内であること。

②漏水箇所が地下、壁内、床下などの発見困難な場所での漏水であること。

【ポイント】 蛇口の閉め忘れ、水洗トイレや給湯器の故障、適正な管理がされていない水道管は対象外です。

③習志野市指定給水装置工事事業者(水道工事店)が漏水修理をし、水道工事店が発行する修繕証明書を申請時に添付すること。

【ポイント】 市営水道と県営水道で指定している水道工事店が異なります。県営水道の指定工事店で修理をしても、減免できない場合がありますのでご注意ください。

◎県営水道をご利用の人

『県水お客様センター』へお問い合わせください。

下 水 道

下水道使用料は水道使用量にて計算されるので、水道事業者が使用量を減免をしたときに減免します。

◎市営水道をご利用の人

減免申請は必要ありません。水道料金の減免申請が下水道の減免申請を兼ねています。改めての手続きはありません。

◎県営水道をご利用の人

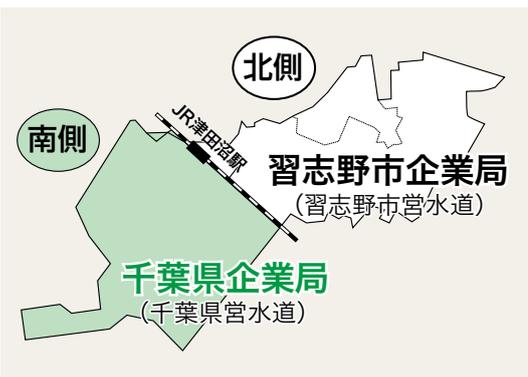
減免申請が必要です。申請時に県営水道が発行する減免通知書を添付してください。

申請期限は県営水道の通知書発行から2カ月以内です。

習志野市 水道工事店

検索

お住いの地域によってお問い合わせ先が異なります



給水区域・水道事業者	お問い合わせ先
●下水道 ●水道でJR総武線より北側のお客様 習志野市企業局 (習志野市営水道)	料金および減免……習志野市企業局料金センター 電話：047-475-3320(直通) 漏水調査・水道工事店の案内……ガス水道保安課維持係 電話：047-475-3321(代表) 受付時間：午前8時30分から午後5時まで (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
●水道でJR総武線より南側のお客様 千葉県企業局 (千葉県営水道)	県水お客様センター 電話：0570-001-245(ナビダイヤル) 受付時間：午前8時45分から午後6時まで (土曜は午前8時45分から午後5時まで) (日曜・祝日・年末年始を除く)

TEL:047-475-3321(代表) ●担当/営業料金課



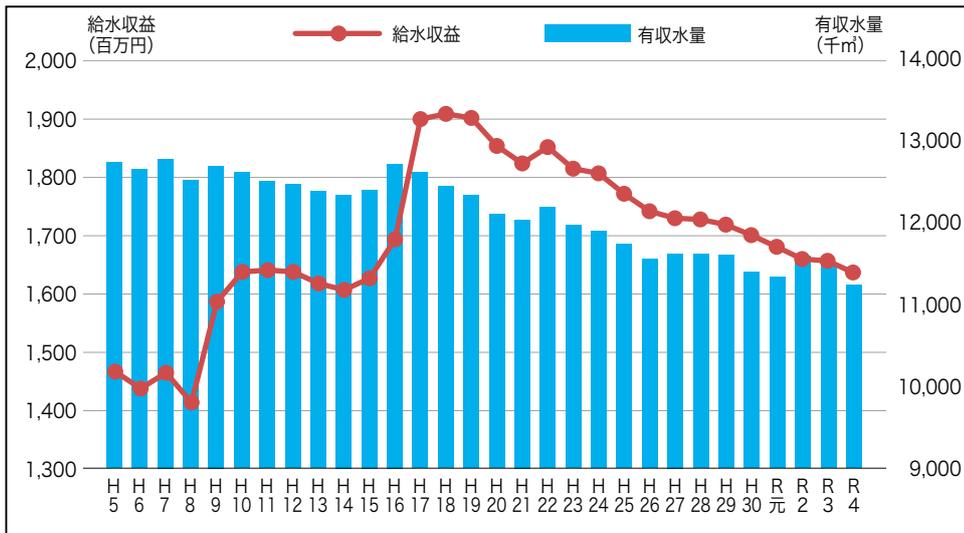
第4回 給水収益の推移

習志野市の市営水道は、1949年(昭和24年)に事業を開始して以来、安定供給と健全経営を目指し、努力を続けています。しかしながら、長い年月の経過とともに、全国の水道事業者同様、様々な課題も顕在化してきました。その現状をご理解いただくため、市営水道の現状とこれからについて、4回に分けて掲載しています。

今回は最終回、給水収益(水道料金による収入)の推移について、ご紹介します。

給水収益

習志野市営水道の給水収益は、平成18年度の約19億9百万円をピークに減少しています。これは、節水機器の浸透や節水意識の高まりなどにより、水道水の販売量である有収水量が減少を続けているためです。(令和2年度と3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加により、一時的に有収水量



が増加しています。)

平成9年度と平成17年度は料金改定を実施したことにより給水収益が改善していますが、全体として減少傾向が続いております。今後も人口減少などの要因により、この傾向は続く見込みです。

一方で、近年の物価の高騰や労務単価の上昇により、費用は増加していることから、より一層、収益の増加を図る必要があります。

水道法の改正

厚生労働省は、全国の水道事業者に対し、水道事業運営のために本来必要となる水道料金の値上げを実施しない場合、老朽化した施設の更新などに必要となる財源を十分に確保することができず、供給支障や漏水事故が発生するリスクが高くなると指摘しています。

このような全国の水道事業の現状に鑑み、平成30年に水道法が改正されました。その中で「水道料金は健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」が求められています。

また、「水道事業者は、水道施設の強靱化や適切な資産管理等に取り組むことが重要」とされています。



←旧陸軍の高架水槽
(現第1給水場)



第4給水場の配水池→



習志野市の取組

習志野市では、水道施設の強靱化(老朽化・地震対策)や、適切な資産管理(施設更新の実施や統廃合の検討)など経費の縮減に取り組んできました。しかしながら、給水収益の減少は今後も継続する見込みであることから、施設の更新などに必要となる財源を確保するため、適切な料金設定に向けた料金改定の検討を続けています。今後も持続的な安定供給と健全経営を目指し、努力を続けていきますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

雨水の宅内浸透にご協力ください

近年、集中豪雨が各地で多発しており、本市も例外ではありません。宅地内に降った雨水は下水道管などへ流れ込んで河川や海へ排出されますが、排水能力を超える雨が降った場合は排水処理がきれえず**マンホール等から溢れ都市型の浸水被害**(内水氾濫)が発生します。

そこで、各ご家庭で雨水浸透ますを設置していただき、**降雨時の下水道管などへの雨水流入を減らす**ためのご協力をお願いします。また、既に雨水浸透ますを設置のご家庭は、泥や落ち葉などで浸透機能が損なわれないように定期的な清掃をお願いします。

※雨水浸透に適さない地域もあります。ご不明な点は、下水道課までお問い合わせください。

雨水浸透ますとは？

ますの側面または底部に浸透用の穴が開いた構造をしています。

雨どいからの雨水は、このますを通じて地下に浸透します。

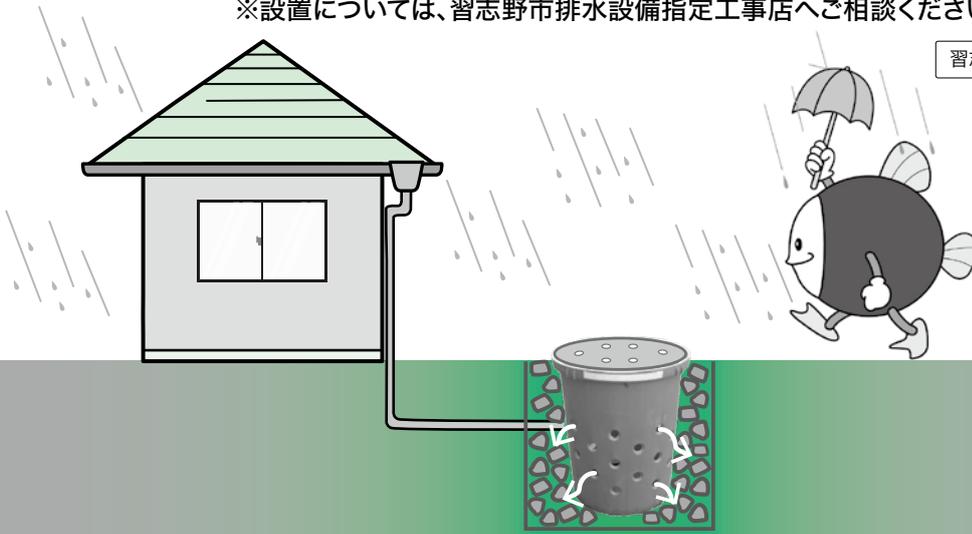
地下に浸透した雨水は、下水道管などや河川に流れ込まなくなることで、**内水氾濫による浸水被害の軽減が図られます。**

※設置については、習志野市排水設備指定工事店へご相談ください。



習志野市 排水設備工事店

検索



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」
(公社)日本下水道協会

TEL:047-475-3321 (代表) ●担当/下水道課

設置者の皆さまへ 貯水槽水道の衛生管理されていますか？

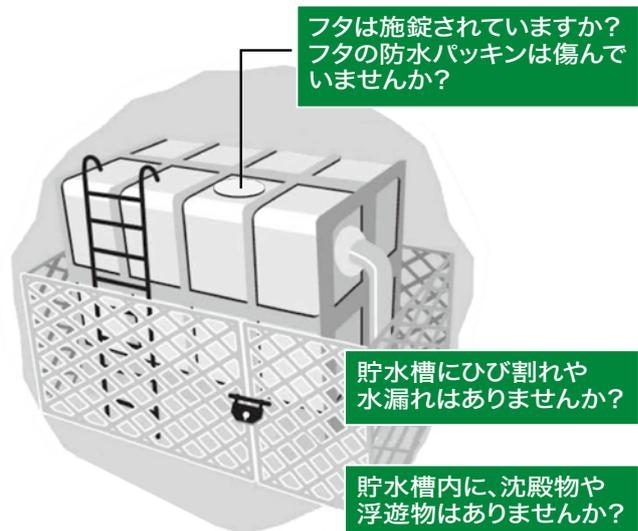
ビルやマンションには、受水槽や高架水槽が設置されており、これらを含む給水施設を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道の管理が不十分な場合、水道水が濁ったり、異臭がすることがあります。

水道水を安心して使用していただくために、貯水槽水道の設置者は、水道法や習志野市給水条例に基づき適切な管理をお願いします。

〈必要な管理の内容〉

- ・毎年1回以上は貯水槽の清掃を行う。
- ・貯水槽の周辺は清潔に保ち、汚染の原因となるものを置かない。
- ・蛇口から出る**水の色、味、臭い**等を定期的に検査する。
異常があった場合は、水質検査を行う。
- ・右図のような点を定期的に点検する。



TEL:047-475-3321 (代表) ●担当/ガス水道保安課

ガス定期保安検査にご協力ください

お客さまにガスを安全にご使用いただくため、法令に基づいて4年に1度、お客さま宅へ習志野市指定ガスサービス店（習志野ガス大久保センター(株)、(株)習志野ガス設備工業）の調査員が訪問し、ガス機器調査・ガス漏れ検査を実施します。

対象のお客さまには事前に訪問予定日を記載したお知らせを投函します。

〈作業対象地区〉

鷺沼台、本大久保、藤崎

〈作業期間〉

3月～6月

（※訪問時期が前後する場合があります）

〈検査時間〉

15分程度

※お願い

お知らせした検査予定日のご都合が悪い場合には、土日祝日含め、お客さまのご都合の良い日に変更いたしますので、ご連絡をお願いします。室内のガス機器を含め、可能な限り全てのガス機器を調査します。

検査費用は無料です

TEL:047-475-3321 (代表) ●担当/ガス水道保安課

メーターの取り替えにご協力ください

ガス・水道メーターは、計量法で定める有効期限を迎える前に取り替える必要があります。対象のお客さまには、事前に習志野市企業局よりハガキを郵送いたしますので、ご確認ください。

取り替え作業は、習志野市企業局から委託を受けた習志野市管工事協同組合が行います。

〈計量法で定める有効期限〉

・一般用ガスメーターは10年

・業務用ガスメーターは7年

・水道メーターは8年

▶
ガ
ス
メ
ー
タ
ー



▶
水
道
メ
ー
タ
ー



取り替え費用は無料です

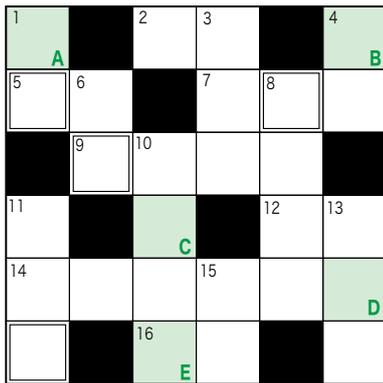
TEL:047-475-3321 (代表) ●担当/ガス水道保安課

おたのしみ あじさいパズル

A～Eまでの文字を順番に並べるとある言葉が出来ます。

出来た言葉をハガキに書いて送ってください。

4つの二重枠にはそれぞれ「ア」「ジ」「サ」「イ」の4文字が入ります。たくさんのご応募お待ちしております。



ヨコのカギ

2. 思いがけず起きた悪い出来事。「○○中心」
5. 座るもの。こしかけ。
7. 耳が長く、後ろ足が大きい動物。ぴよんぴよん跳ねる。
9. 鉄などにくっつくかたまり。同じ極同士では反発する。
12. 奈良公園などにいる動物。オスは角が生える。
14. 外部へ流れ出てしまうこと。「情報○○○○」
16. 集められた財貨・財産・経済的に価値のある資源。

タテのカギ

1. 小麦粉を練って薄くのばし、中に果物などを入れた焼き菓子。「アップル○○」
3. 荒れた野原。
4. ちがった意見。異論。
6. 筋肉やその周囲の堅いところ。腱や靭帯などを指す。
8. しぼって汁などを取ること。
10. そのことに経験が浅く、未熟な人。対義語は玄人。
11. ピラフなどで飯の上にクリームソースをかけてオープンで焼いた料理。
13. 切断することを英語で言うこと。
15. 壁や布などに付く部分的に汚れたところ。

196号「おたのしみあじさいパズル」の答えは、

エネファーム でした。

196通の応募がありました。
多数のご応募ありがとうございました。

締切 令和6年3月22日(金)必着

宛先 〒275-8666

習志野市企業局 企業総務課「あじさいパズル」係 まで(住所記載不要)

【応募方法】 ハガキに①パズルの解答②住所③氏名④年齢⑤電話番号⑥広報あじさいに関するご意見・ご感想をご記入のうえ、上記の宛先までお送りください。(解答図は不要です。)

ホームページからも応募いただけます。右のQRコードからアクセスしてください。

(ご応募はハガキ、ホームページを含めて1人1通となります。)

正解者の中から抽選で15名の方に、1,000円分の『習志野市内共通商品券』を進呈いたします。

当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

なお、お寄せいただいたご意見などに対して、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

習志野市 広報あじさい

検索





検針時

「高齢者声かけサービス」



習志野市企業局では、ご希望のお客さまに対し検針員が検針の際に声かけをし、検針票を手渡しで行う「高齢者声かけサービス」を行っています。

本サービスは、高齢者の孤立感解消や異変の早期発見などを目的に、検針時の声かけを通して、お客さまが住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるようサポートするものです。

習志野市営ガス、上下水道のいずれかをご使用で、市内在住のおおむね65歳以上の独居または高齢者のみの世帯のお客さまがご利用いただけます。ぜひ、ご利用ください。



●ご在宅の場合

検針員が検針に伺った際、インターホンを押し、検針票を手渡しします。**ガスは毎月、水道・下水道は2カ月に一度**検針に伺います。

●ご不在の場合

検針票を投函した上で、あらかじめ登録いただいた緊急時連絡者のメールアドレスに不在の旨をお知らせします。

●サービスの利用には事前の申請が必要です。

- ①不在時や緊急時等に連絡を受ける緊急時連絡者をあらかじめ決めていただきます。
- ②郵送または営業料金課窓口へお越しのうえ、申請書類をご提出ください。

●申請書類などは、ホームページにも掲載しています。

習志野市 声かけサービス

検索

問い合わせ

営業料金課 電話：047-475-3321 (代表)

営業時間 午前8時30分～午後5時 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)



令和6年度 料理教室のお知らせ

習志野市企業局では、令和6年度に全11回の料理教室の開催を予定しております。

開催日および開催場所の詳細はホームページをご覧ください。

また、今後発行予定の広報あじさいおよび広報習志野においてもお知らせいたします。

なお、参加費につきまして、近年の原材料費等の高騰により、

令和6年度の料理教室から値上げを予定しております。

ご理解の程よろしくお願いたします。

習志野市企業局 料理教室

検索



TEL:047-475-3321 (代表) ●担当/営業料金課